（算定基準）

第二条　研究機構が、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産に係る出資額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○財務省・経済産業省告示第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が政府出資等に係る不要財産（産業基盤整備業務に係るものに限る。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　大畠　章宏

独立行政法人中小企業基盤整備機構が政府出資等に係る不要財産（産業基盤整備業務に係るものに限る。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が、経済産業大臣及び財務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（機構の行う独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十八条第一項第二号に掲げる業務（この告示において「産業基盤整備業務」という。）に係る財産のうち、通則法第四十六条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち経済産業大臣及び財務大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○財務省・国土交通省告示第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人奄美群島振興開発基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）が、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から基金が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち国土交通大臣及び財務大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○財務省・国土交通省告示第二号

独立行政法人奄美群島振興開発基金が、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）が、民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から基金が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち国土交通大臣及び財務大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　基金が通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき主務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産に係る出資額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○財務省・国土交通省告示第三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人住宅金融支援機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○文部科学省告示第百五十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、別表一に掲げる独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額及び別表二に掲げる独立行政法人が同法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該不要財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で文部科学大臣が算定する金額の算定基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

文部科学大臣　髙木　義明